

## WESTER ポイント（チャージ専用）規約

### （目的）

第1条 この規約は、徳島市交通局（以下「当局」といいます。）が定める利用登録手続きが完了した旅客に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西」といいます。）の運営・提供する「WESTER ポイント（チャージ専用）」サービス（以下「本サービス」といいます。）の当局における内容及び適用条件等に関する事項を定め、旅客の利用促進や円滑な利用を推進することを目的としています。

### （適用範囲）

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、この規約の定めるところによります。

2 この規約に定めのない事項については、法令及び「徳島市交通局 IC カード乗車券取扱規程（以下「IC 規程」といいます。）」、JR西の「WESTER ポイント（チャージ専用）規約」「スマート ICOCA 会員規約」「モバイルデバイスにおける ICOCA 利用規約」「モバイル ICOCA 会員規約」等の定めるところによります。

### （用語の定義）

第3条 この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「WESTER ポイント（チャージ専用）」とは、この規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- (2) 「ポイントチャージ」とは、WESTER ポイント（チャージ専用）を ICOCA 乗車券にチャージすることをいいます。
- (3) 「利用月」とは月初日から月末日の1ヶ月間をいいます。
- (4) 「S F」とは、ICOCA 乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

### （利用登録）

第4条 利用者は、本規約に同意のうえ、JR西指定の ICOCA 乗車券用の自動券売機により ICOCA 乗車券に対して利用登録を行うことで、その利用登録を行った月から本サービスの提供を受けることができます。

2 前項の定めにかかわらず、JR西が別に定める方法により、ICOCA 乗車券に対して利用登録を行うことで、本サービスの提供を受けることができます。

3 前各項の定めにかかわらず、スマート ICOCA は、カードの発行に伴い自動で利用登録が行われ、本サービスの提供を受けることができます。

4 第1項および第2項の定めにかかわらず、モバイルデバイスにおける ICOCA 利用規約に定めるアプリ上で利用する ICOCA 乗車券（以下「モバイルデバイスの ICOCA」といいます。）は、ICOCA の発行に伴い自動で利用登録が行われ、本サービスの提供を受けることができます。

#### (利用登録の無効・解除)

第5条 利用登録後、当該 ICOCA 乗車券に対して、最後にチャージもしくはポイントチャージを行った日の翌日から起算して25ヶ月間チャージもしくはポイントチャージが行われなかった場合は、利用登録が無効となり、ポイントチャージを除く本規約に定めるサービスを受けることができません。

2 前項の定めにかかわらず、スマート ICOCA、モバイルデバイスの ICOCA の利用登録は無効になりません。

3 第1項により利用登録が無効になった場合であっても、前条第1項または第2項の取扱いにより、再度、利用登録を行うことができます。この場合、利用登録が無効となった時点で付与されていた WESTER ポイント（チャージ専用）の残高と同一の WESTER ポイント（チャージ専用）が付与されます。

4 ICOCA 乗車券を払いもどした場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。

5 小児用 ICOCA の有効期間が過ぎた場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。

6 IC 規程第24条及び第36条の定めにより ICOCA 乗車券を無効として回収した場合、スマート ICOCA 会員規約の定めによりスマート ICOCA の無効登録を行った場合又はモバイルデバイスの ICOCA が無効となった場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。

#### (WESTER ポイント（チャージ専用）の付与)

第6条 IC 規程第7条に定める利用エリアにおける IC 規程第21条又は第34条に定める ICOCA 乗車券の S F 利用に対し、次条に定める算定方法に基づいて WESTER ポイント（チャージ専用）を付与します。

2 第1項により付与される WESTER ポイント（チャージ専用）は、利用月の翌月末日頃に一括して付与されます。

3 前項の定めにかかわらず、当局の運営上の都合により、WESTER ポイント（チャージ専用）の付与日は変更となる場合があります。

4 前各項の定めにかかわらず、IC 規程の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備の障害の発生等により、やむを得ず ICOCA 乗車券を利用できない場合には、第1項に定める WESTER ポイント（チャージ専用）は付与されません。

#### (ポイントの適用条件)

第7条 利用月における S F 利用額に応じて、別表1に定めるポイント付与率に基づいてポイントを付与します。なお、小数点以下は切り捨てして付与します。

(WESTER ポイント (チャージ専用) の効力)

第8条 ICoca 乗車券を払いもどした場合は、当該 ICoca 乗車券の WESTER ポイント (チャージ専用) は全て無効となります。

(WESTER ポイント (チャージ専用) の確認)

第9条 利用者は、JR 西指定の ICoca 乗車券用の自動券売機により、前月から過去6ヶ月の間に付与された WESTER ポイント (チャージ専用) 及び第6条第1項に定める WESTER ポイント (チャージ専用) の付与対象となった利用月分の合計を印字し、確認することができます。

2 前項の定めにかかわらず、JR 西が別に定める方法により、前月から過去6ヶ月の間に付与された WESTER ポイント (チャージ専用) 及び第6条第1項に定める WESTER ポイント (チャージ専用) の付与対象となった利用月分の合計を確認することができます。

(WESTER ポイント (チャージ専用) のチャージ)

第10条 利用者は、第6条の定めにより付与された WESTER ポイント (チャージ専用) を当局の ICoca 乗車券発売窓口及び JR 西の ICoca 乗車券用の自動券売機、自動精算機又は入金機でポイントチャージすることができます。

2 前項によるほか、モバイルデバイスの ICoca においては、ICoca アプリ上の所定操作により、ポイントチャージすることができます。

3 ポイントチャージする場合は、一部の機器を除き、付与されている WESTER ポイント (チャージ専用) の残高が10ポイント単位で全てチャージされます。

4 前項の定めにかかわらず、1枚あたりの S F の残額が20,000円を超えるポイントチャージはできません。

5 WESTER ポイント (チャージ専用) は、1ポイント1円として換算します。

6 WESTER ポイント (チャージ専用) は、現金と交換することはできません。

7 WESTER ポイント (チャージ専用) は、別の ICoca 乗車券にチャージすることはできません。

8 一度ポイントチャージした WESTER ポイント (チャージ専用) は、再び WESTER ポイント (チャージ専用) に戻すことはできません。

9 ポイントチャージ後の S F の取扱いについては、IC 規程に従うものとします。

(WESTER ポイント (チャージ専用) の残高及び利用情報の引継)

第11条 ICoca 乗車券の紛失、盗難、障害等による再発行、モバイルデバイスにおける ICoca 利用規約に定める発行替え又はモバイルデバイスの変更の取扱いを行う場合は、当該 ICoca 乗車券の利用登録、WESTER ポイント (チャージ専用) の残高及び WESTER ポイント (チャージ専用) の付与履歴を新たな ICoca 乗車券へ引き継ぎます。なお、ICoca 乗車券をモバイルデバイスにおける ICoca 利用規約に定める発行替えする場合であって、当該 ICoca 乗車券に対して第4条第1項及び第2項に定める

利用登録を行っていない場合は、発行替えに伴い、第4条第4項の定めにより自動で利用登録が行われ、本サービスの提供を受けることができます。

2 前項の定めにかかわらず、当局のシステム上の都合や係員の取扱い誤りによりカードを交換する必要があると当局が判断した場合は、交換前のICOCA乗車券の利用登録及びWESTERポイント（チャージ専用）の残高を新たなICOCA乗車券へ引き継ぐことがあります。

（WESTERポイント（チャージ専用）の訂正）

第12条 当局は次の場合に、利用者が保有するWESTERポイント（チャージ専用）を訂正することができるものとします。

- (1) 当局が誤ってWESTERポイント（チャージ専用）を付与した場合
- (2) その他、当局がWESTERポイント（チャージ専用）を訂正することが適切であると判断した場合

（WESTERポイント（チャージ専用）の不正入手）

第13条 本規約に定める以外の方法で不正にWESTERポイント（チャージ専用）を入手した場合は、IC規程第24条及び第36条の定めにより、当該ICOCA乗車券を無効として回収又は利用停止します。この場合、保有するWESTERポイント（チャージ専用）は無効となります。

（WESTERポイント（チャージ専用）の制限又は停止）

第14条 当局は、IC規程の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当局はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当局の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

（免責事項）

第15条 ICOCA乗車券の紛失・盗難等（モバイルデバイスのICOCAにおいては、モバイルデバイスの紛失・盗難等も含みます。）により、第三者がWESTERポイント（チャージ専用）を不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、当局はその責めを負いません。

2 その他、当局の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当局はその責めを負いません。

（規約の変更）

第16条 当局は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本規約を変更することができるものとします。

- (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規約を変更する場合、当局はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規約の効力発生時期を周知するものとします。また、当局はポイントの付与条件や利用条件に関する内容の変更を行う場合には、変更の少なくとも1ヶ月前に事前周知を行うものとします。

附則 この規約は、2026年3月17日から施行します

別表1（第7条）ポイント適用条件

S F 利用額	ポイント付与率
2,500 円以下	ポイント付与なし
2,501 円以上	S F 利用額（2,500 円）の超過額に対し 10%